

料 金 表

(業務用電力)

中部電力ミライズ株式会社

料 金 表

（ 業 務 用 電 力 ）

I 業務用電力

料金は、料金プランに応じ次のとおりといたします。

1 料金プラン

(1) 料金プランは、次のとおりといたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

料 金 プ ラ ン	
W E	プ ラ ン A
	プ ラ ン B
	プ ラ ン C
F R	プ ラ ン A
	プ ラ ン B
	プ ラ ン C
T O U	
T O U 2	

ロ 特別高圧業務用電力で供給を受ける場合

料 金 プ ラ ン	
第 1 種	プ ラ ン A
	プ ラ ン B
	プ ラ ン C
第 2 種	プ ラ ン A
	プ ラ ン B
	プ ラ ン C

(2) 料金プランの適用は、1 契約種別につき 1 料金プランとし、あらかじめお客さまに選択していただきます。

なお、お客さまは、原則として、1 料金プランを適用されてから 1 年に満たないで他の料金プランに変更することはできません。

2 料金区分

この料金表における季節区分、曜日区分および時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 季節区分

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(2) 曜日区分

イ 休日扱い日

休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日および別表（休日等）に定める日

ロ 平 日

休日扱い日以外の日をいいます。

(3) 時間帯区分

イ 重負荷時間

夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

3 料 金

基本料金および電力量料金は、料金プランに応じ、次のとおりといたします。

(1) WEプランA・WEプランB・WEプランC

電力量料金は、その1月の季節別・曜日別の使用電力量によって算定することとし、休日扱い日に使用された電力量には休日料金を、夏季の平日に使用された電力量には夏季の平日料金を、その他季の平日に使用された電力量にはその他季の平日料金をそれぞれ適用いたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金		
		休日料金 1キロワット時につき	平日料金	
			夏季 同左	その他季 同左
WEプランA	1,857円65銭	17円30銭	21円38銭	20円19銭
WEプランB	2,055円65銭	17円30銭	19円78銭	18円73銭
WEプランC	2,143円65銭	17円30銭	19円48銭	18円46銭

(2) FRプランA・FRプランB・FRプランC・第2種プランA・第2種プランB・第2種プランC

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金	
		夏季料金 1キロワット時につき	その他季料金 同左
FRプランA	1,857円65銭	20円34銭	19円25銭
FRプランB	2,055円65銭	19円22銭	18円23銭
FRプランC	2,143円65銭	19円01銭	18円04銭

ロ 特別高圧業務用電力で供給を受ける場合

	料金プラン	基本料金	電力量料金	
			夏季料金	その他季料金
		契約電力1キロワット 1月につき	1キロワット時につき	同左
標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	第2種プランA	1,695円46銭	18円73銭	17円75銭
	第2種プランB	1,815円93銭	18円04銭	17円13銭
	第2種プランC	1,969円93銭	17円60銭	16円73銭
標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	第2種プランA	1,653円55銭	18円57銭	17円61銭
	第2種プランB	1,774円03銭	17円88銭	16円99銭
	第2種プランC	1,928円03銭	17円45銭	16円58銭

(3) TOU・TOU2・第1種プランA・第1種プランB・第1種プランC

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

料金プラン	基本料金	電力量料金		
		重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左	同左
T O U	1,857円65銭	23円66銭	20円56銭	17円00銭
T O U 2	2,143円65銭	21円33銭	18円69銭	17円00銭

ロ 特別高圧業務用電力で供給を受ける場合

	料金プラン	基本料金	電力量料金		
			重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
		契約電力1キロワット 1月につき	1キロワット時 につき	同左	同左
標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	第1種プランA	1,695円46銭	21円91銭	19円08銭	15円63銭
	第1種プランB	1,815円93銭	20円64銭	18円07銭	15円63銭
	第1種プランC	1,969円93銭	19円84銭	17円43銭	15円63銭
標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	第1種プランA	1,653円55銭	21円74銭	18円93銭	15円48銭
	第1種プランB	1,774円03銭	20円47銭	17円93銭	15円48銭
	第1種プランC	1,928円03銭	19円67銭	17円29銭	15円48銭

Ⅱ 臨時電力

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（業務用電力）3（料金）（2）に準じて算定いたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

基本料金	電力量料金	
	夏季料金	その他季料金
契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
2,228円52銭	22円97銭	21円63銭

ロ 特別高圧業務用電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき	同左
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト で供給を受ける場合	2,033円88銭	21円08銭	19円87銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1,983円59銭	20円88銭	19円71銭

Ⅲ 業務用自家発補給電力

基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（業務用電力）3（料金）（2）に準じて算定いたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金	夏季料金	その他季料金
		1キロワット時につき	同左
2,022円13銭	定期検査または定期補修による場合	21円68銭	20円48銭
	定期検査および定期補修以外による場合	25円08銭	23円54銭

ロ 特別高圧業務用電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金	夏季料金	その他季料金
	契約電力1キロワット1月につき		1キロワット時につき	同左
標準電圧 20,000 ボルト または 30,000 ボルトで 供給を受ける場合	1,857円84銭	定期検査または定期補修による場合	19円94銭	18円85銭
		定期検査および定期補修以外による場合	23円00銭	21円62銭
標準電圧 70,000 ボルト で供給を受ける場合	1,811円75銭	定期検査または定期補修による場合	19円75銭	18円70銭
		定期検査および定期補修以外による場合	22円77銭	21円43銭

Ⅳ 予備電力

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりといたします。

また、電力量料金は、その1月の使用電力量により、Ⅰ（業務用電力）3（料金）（1），（2）または（3）に準じて算定いたします。

イ 高圧業務用電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	102円95銭	常時供給分の該当料金を適用するものといたします。
予備電源の場合	166円53銭	同上

ロ 特別高圧業務用電力で供給を受ける場合

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	57円28銭	常時供給分の該当料金を適用するものといたします。
予備電源の場合	93円54銭	同上

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年11月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

高圧で電気の供給を受けるお客さまについて、この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、基本契約要綱（高圧）24（料金の算定）および25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別表（休日等）

休日等とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。